

新学習指導要領におけるフェアトレードを教材とした ESD 実践の意義

石野 沙織・石川 誠

Significance of Enforce ESD Using Fair Trade as a Teaching Material for New Curriculum Guidelines

Saori ISHINO, Makoto ISHIKAWA

教職キャリア高度化センター教育実践研究紀要

第 3 号 (2021年1月)

Journal of Educational Research
Center for Educational Career Enhancement

No.3 (January 2021)

新学習指導要領におけるフェアトレードを教材とした ESD 実践の意義

石野 沙織・石川 誠

(亀岡市立つつじヶ丘小学校・京都教育大学)

Significance of Enforce ESD Using Fair Trade as a Teaching Material for New Curriculum Guidelines

Saori ISHINO, Makoto ISHIKAWA

2020年9月30日受理

抄録：本稿は新学習指導要領において ESD を実践する際にフェアトレードを教材として用いることの意義を示したものである。今年度から完全実施された新学習指導要領でも ESD は重視されており、社会科改訂の基本方針や教科目標からも ESD の推進が求められていることが窺える。フェアトレードは疎外された途上国の生産者・労働者に正当な報酬を支払うだけでなく、社会発展や環境保全にも寄与するシステムであることから、経済・社会・環境の3領域に包括的にアプローチすることが求められる ESD において、教材として用いることに有用性があると考えられる。さらに新学習指導要領において重視される「主体的・対話的で深い学び」を実践する上でも、児童にとって身近な品物を通して学習活動を進めることができ、自らの生活と地球規模の諸問題を関連させながら学びを深めることができる。これは、持続可能な社会の担い手として求められる資質・能力を育成する上でも有用であり、フェアトレードを教材として起用することの意義が見出せる。

キーワード：ESD, 小学校, 社会科, 新学習指導要領, フェアトレード

I. はじめに

学校教育において育成される資質や能力の目標などを定めた学習指導要領は、これまでも時代の変化や子どもを取り巻く環境の変化、社会からのニーズ等を踏まえて、およそ10年毎に改訂されてきた。平成29年に告示され、本年度から完全実施された学習指導要領も、平成20年に行われた前改訂からの約10年間の教育実践の結果を踏まえ改訂が行われた。中央教育審議会（以下中教審）は答申¹で、学力に関する調査において日本の子どもたちは判断の根拠や理由を明確に示しながら自分の考えを述べることに課題があると指摘され、また、自分の判断や行動がよりよい社会づくりにつながるという意識を肯定的に持っている子の割合が国際的に見て相対的に低いことが指摘されていると示した。そのような子どもたちの現状の課題を考慮し、これからの未来を担う子どもたちの学びを支えるように改善を図ること、そして日本が持続可能な開発のための教育（ESD）に関して先進的な役割を果たすこと、カリキュラム改革によって世界をリードする役割を期待されることも踏まえ学習指導要領の改訂が行われた。

そこで本稿では、新学習指導要領においても重要となる ESD を実践するにあたり、その教材としてフェアトレードを用いることの意義について述べる。なお、具体的な指導場面としては小学校社会科の教育課程を設定する。

II. 新学習指導要領

本章においては今年度から完全実施された新学習指導要領の改訂の経緯や目標を示し、小学校社会科において

育成が求められる資質・能力等を示す。

1. 新学習指導要領が目指すもの

(1) 目指す子どもの姿

学校教育において目指す子ども像を考える際、まず基盤となるのが教育基本法である。教育基本法第一条において定められる教育の目的は、「人格の完成」と「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質」を備えた国民の育成としている。第二条においては、この教育の目的を実現するための具体的な教育目標を次のように定めている。

教育基本法第二条（教育の目標）

- 一. 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二. 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自立の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三. 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四. 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五. 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

こうした教育基本法が目指す教育の目標に基づき、現状の子どもたちの課題、これからの社会の在り方を踏まえて、中教審は先の答申において新学習指導要領が目指す子ども像を以下の3点にまとめた。

- 社会的・職業的に自立した人間として、我が国や郷土が育んできた伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、理想を実現しようとする高い志や意欲を持って、主体的に学びに向かい、必要な情報を判断し、自ら知識を深めて個性や能力を伸ばし、人生を切り拓いていくことができること。
- 対話や議論を通じて、自分の考えを根拠とともに伝えとともに、他者の考えを理解し、自分の考えを広げ深めたり、集団としての考えを発展させたり、他者への思いやりを持って多様な人々と協働したりしていくことができること。
- 変化の激しい社会の中でも、感性を豊かに働かせながら、よりよい人生や社会の在り方を考え、試行錯誤しながら問題を発見・解決し、新たな価値を創造していくとともに、新たな問題の発見・解決につなげていくことができること。（下線は筆者が加筆）

つまり、子どもたちは学校教育を通して社会の変化に主体的に関わり合って、よりよい社会と自らの人生を作り出していく資質・能力を育むが必要になる。ではその資質・能力とはどういったものであるのかを次項で述べる。

(2) 子どもたちが獲得すべき資質・能力

育成を目指す資質・能力の具体例については、その時代の社会情勢や子どもたちの状況を鑑みて議論され、問題発見能力、問題解決能力、21世紀型スキルなど、様々な資質・能力の育成が必要であると国内外で多くの提言がされてきた。日本の学校教育においても、求められる資質・能力は一つに限定されるものではなく、例えば主体性・自律性に関わる力、対人関係能力、課題解決力、持続可能な社会づくりに関わる実践力など多岐にわたる。こうした様々な要素を持つ資質・

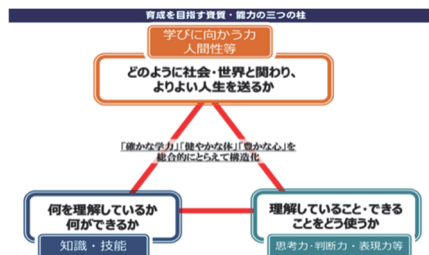


図1 育成を目指す資質・能力の三つの柱
(2016 中央教育審議会答申補足資料 p. 7)

能力であるが、これらには共通する三つの柱があり、新学習指導要領においてもこの三つの柱に基づき内容が整理された。その三つの柱とは、①生きて働く「知識・技能」の習得、②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養、と明記され、これら三つの柱が相互に関係しあいながら資質・能力が育成されることが示された（図 1）。既に述べたように、子どもたちに育成すべき資質・能力は一つに限定されず、多岐にわたるため、この三つの柱は、①各教科等において育む資質・能力、②教科等を超えた全ての学習の基礎として育まれ活用される資質・能力、③現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の全てに共通するものとなっている。③については、グローバル化する社会の中で、国際的に共有されている持続可能な開発目標（SDGs）なども踏まえつつ、環境問題や貧困等の諸課題について子どもたちが自らの課題として捉えて持続可能な社会づくりにつなげていく力を育むことが求められており、新学習指導要領においても ESD を実践していくことの重要性を見出せる。

（3）主体的・対話的で深い学び

子どもたちに求められる様々な資質・能力の育成には知識の質や量が重要となってくる。新学習指導要領の改訂では、これまでの学習内容の削減は行われなかったが、学びの質を向上させるために、「どのように学ぶのか」という視点で議論がされてきた。そして、学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて深く理解したり、未来を切り開いたりすることができるようになるために、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための学習過程の改善が重要であると示された。

主体的・対話的で深い学びの実現について、中教審は答申（2016）において次の 3 点に留意した授業改善を行うことで、「学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにする」と述べている。

- ①学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。
- ②子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを深める「対話的な学び」が実現できているか。
- ③習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して、考えを形成したり、問題を見出して解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

こうした点に留意して教育活動を展開し、図 1 に示した育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づきこれまで 4 観点²で行われた学習評価を①知識・技能、②思考・判断・表現、③主体的に学習に取り組む態度の 3 観点で行うように改訂された。では具体的に教科教育においてどのように資質・能力の育成を図るのか、小学校社会科に焦点を絞り、教科目標の点から説明するとともに ESD の視点から見て小学校社会科で育成すべき資質・能力について次節で述べる。

2. 小学校社会科の方針

学習指導要領改訂に伴い、社会科、地理歴史科、公民科では改善の基本方針として次のことが示された（一部抜粋・加筆）。

（i）社会科、地理歴史科、公民科の改善の基本方針

- 社会科、地理歴史科、公民科では、社会との関わりを意識して課題を追究したり解決したりする活動を充実し、知識や思考力等を基盤として社会の在り方や人間としての生き方について選択・判断する力、自国の動向とグローバルな動向を横断的・相互的に捉えて現代的な諸課題を歴史的に考察する力、持続可能な社会づくりの観点から地球規模の諸課題や地域課題を解決しようとする態度など、国家及び社会の形成者として必要な資質・能力を育んでいくことが求められる。

○現代的な諸課題を踏まえる観点から、我が国や地方公共団体の政治の仕組みや働き、世界の国々との関わりに関心を高めるとともに、社会に見られる課題を把握して社会の発展を考える学習の充実を図る方向で改善を図る。(中略)

(ii)具体的な改善事項(小学校)

○小学校社会科においては、世界の国々との関わりや政治の働きへの関心を高めるよう教育内容を見直すとともに、自然災害時における地方公共団体の働きや地域の人々の工夫・努力等に関する指導の充実、少子高齢化等による地域社会の変化や情報化に伴う生活や産業の変化に関する教育内容を見直すなどの改善を行う。

こうした方針を受け、小学校社会科における教科目標は『『社会的な見方・考え方』を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会を主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎』を育成することが目指された。この公民としての資質・能力の基礎を育成するために、「社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする力、考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う」こと、「より良い社会を考え主体的に問題解決しようとする態度を養う」こと、「世界の国々の人々とともに生きていくことの大切さについての自覚などを養う」ことが必要になると示された。このことから、小学校社会科においても国内の事象だけでなく国際的な社会事象も扱いながら平和で民主的な国民、社会の形成者として必要とされる資質・能力を育成することが求められ、そうした資質・能力はESDの視点からも重要になるものと分かる。

では、こうした資質・能力を育成するためにどのような教材を用いれば良いのかを考えた時、筆者はその一つの案としてフェアトレードが有用ではないかと考える。フェアトレードについては次章で述べるが、これを教材として用いることで、新学習指導要領が重視する主体的・対話的で深い学びが実践でき、理想とする子ども像を実現できるのではないかと考える。

Ⅲ. フェアトレード

本章においてはフェアトレードの概要について示す。フェアトレードとは、「より公正な国際貿易をめざす、対話と透明性、互いの敬意に基づいた貿易のパートナーシップであり、特に途上国の立場の弱い生産者や労働者により良い貿易条件を提供し、その権利を守ることによって持続可能な発展を支援するもの³⁾」と定義されている。しかしながら、厳密に言うとフェアトレードを一言で表す合意された定義は存在しない。それは先進国の消費者の立場や企業側の立場など、それぞれの立場によって異なる定義が存在するからである。そのため、本稿においては2001年に国際的な4つのフェアトレード団体(FINE⁴⁾)によって提示され、今日最も多く引用される本章冒頭で示した定義を用いることにする。

1. フェアトレードとは

フェアトレードとは、特に途上国の疎外された生産者や労働者に対し、より良い貿易条件を提供するとともに、貧しい生活を強いられる生産者や労働者の権利を守ることによって持続可能な発展に貢献することを目指しているものである。この取組は現状の国際貿易の体制では、途上国の貧困層に位置する人々(生産者・労働者)が正当な支払いを受けていないという認識を前提としている。例としてチョコレートを挙げると、チョコレートの売上の内、半分近くは小売店の利益となり、残りもマーケティングや製造業者、輸送や貯蔵にかかる費用等の中間マー

ジンが発生し、チョコレートの原料となるカカオを生産する生産者にはわずか 3%しか渡っていない状況がある（図 2）。2010 年に行われたガーナのカカオ農家への取材では、カカオ豆の取引価格は一袋（64kg）150 ガーナセディとなり、当時のレートで約 8900 円であった。収穫量は土地の大きさによって異なるが、1 年の収入が 1～2 袋分の小規模農家も多く、この収入で家族 10 人程が暮らすことを余儀なくされている。10 人家族が年間 8900 円で生活するとすると、1 日平均約 2.5 円／人で暮らすことになるが、国際貧困ラインの 1 日 1.25 ドル⁵つまり 108 円⁶を大きく下回る状況がみられ、2018 年に国際フェアトレード機構が発表した調査でも、コードジボワールのカカオ農家の約 60%が貧困ラインを下回る暮らしをしていると判明した。この 2018 年の調査において、生産コストを賄いながら生活をしていくためには 1 日あたり 2.51 ドルの収入が必要だが、実際にカカオ農家が得ている収入は平均して 1 日 0.78 ドルであったことも明らかとなり、依然として途上国の生産者が厳しい状況に置かれていることがわかった。こうした生活状況であれば、子どもにかかる教育費は当然だが捻出することが難しく、児童労働が当たり前の事態が生じている。

フェアトレードはこのような低価格での取引を強いられ、生活保障等がされていない途上国生産者に対し、より良い貿易条件、つまり生産コストや環境保全にかかるコストを含む生計を維持できる価格での取引を行い、これにより途上国の経済・環境・社会が将来にわたり維持または改善されることで持続的な発展に寄与することを目的としている。この持続的な発展とは、疎外された生産者や労働者の権利保障や、より公正な国際貿易の実現等を目指すものである。こうしたフェアトレードの取組は、全ての団体において同じ手法をもって進められている訳ではないが、取組（方法）に差異がある中でも次に示す 10 項目が共通していると言える。

表 1：フェアトレード における共通の 10 項目

- ①合意された最低価格（通常は市場価格より高く設定される）
- ②合意されたソーシャルプレミアムの支払いによる社会発展と技術支援の重視
- ③生産者から直接購入する
- ④透明性のある長期的な取引関係
- ⑤競争的でなく協力的な取引
- ⑥要求された場合、前払いを行う
- ⑦生産者へ市場の情報を与える
- ⑧農民や労働者が民主的な組合を組織する
- ⑨持続可能な生産
- ⑩生産過程において労働の搾取はしない

アレックス・ニコルズ他編著（2009）「フェアトレード 倫理的な消費が経済を変える」
岩波書店 pp.7-9 より筆者作成

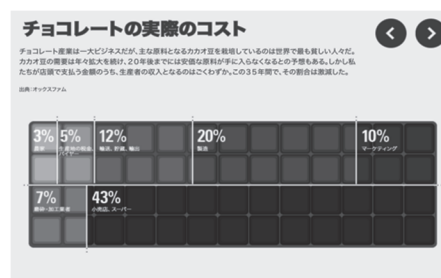


図 2 チョコレートの価格の内訳
CNN.co.jp HP「ココアノミクスーチョコレート産業の包みの中は？」
<https://www.cnn.co.jp/special/interactive/35044562.html>（2020/09/20 閲覧）

様々な団体がフェアトレードを推進する中で、2009 年に WFTO（World Fair Trade Organization）と FI（Fairtrade International）がフェアトレード憲章を策定し、フェアトレードの原則に関する 5 原則を定めた。2018 年には新たな憲章が策定され、フェアトレードの包括的なアプローチとして表 2 のことが明記された。こうしたアプローチは、2030 年に至るまでの間に世界が取り組む最優先かつ最重要な課題と目標である SDGs（Sustainable Development Goals）の項目に大きく関わるものである。

表2：フェアトレードならではのアプローチ

・フェアトレードができる条件を作り出す	・誰も置き去りにしない経済成長を実現する
・人間らしい仕事を提供し、収入の向上を支援する	・女性の力を強化する
・子どもの権利を守り、次の世代に投資する	・生物多様性と環境を守り育む
・公共政策に働きかける	・公正な世界の実現に市民の参加を得る

(日本フェアトレード・フォーラム他(2018)「国際フェアトレード憲章和訳版」pp.10-12より抜粋)

2. SDGs との関わり

SDGs とは Sustainable Development Goals の略で、2015 年の国連サミットで採択された開発目標である。先述したように、2030 年までに図 3 に示す 17 項目の達成を目標として掲げており、この項目を設定する際には、①貧困の根絶(経済・社会開発)と持続可能な社会(環境保全)の両立、②不平等(格差)の是正、③開発途上国だけでなくすべての国に適応される 7 点がポイントとなった。

この 17 項目それぞれに目を向けると、フェアトレードと関係するものが多く、例えば目標 1 の貧困をなくすことや目標 5 のジェンダーの平等など、これまで疎外されてきた生産者や労働者の権利や生活の保障をしたり、社会的に虐げられる女性にも男性と同等の職業機会や報酬が支払われたりするなど、フェアトレードの仕組みは個々の目標を達成する直接的な関わりをもっていると言える。さらにこの他の全ての目標に直接的もしくは間接的に関係しており、フェアトレードは持続可能な開発を実現する一つのツールとして大きな役割を果たすと考えられる。



図 3 SDGs の 17 の目標

国際連合広報センターHP「SDGs のポスター・ロゴ・アイコンおよびガイドライン」

https://www.un.org/ja/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/ (2020/09/27 閲覧)

IV. 教材として用いる意義

フェアトレードを ESD の教材として用いることで、新学習指導要領が重視する「主体的・対話的で深い学び」が実践できる。そして、このことは持続可能な社会の担い手を育成するための ESD の視点からも有用である。本章ではそれぞれの視点からフェアトレードを教材として用いることの有用性を述べ、教材に起用する意義があることについて論じる。

1. ESD を視点として

まず ESD を視点として見ると、フェアトレードは ESD で求められる経済・社会・環境の 3 領域を包括的に取り扱うものであること、さらに ESD が目標としている環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実現できるような価値観と行動の変革をもたらすことにも寄与できる仕組みであると考えられる。ESD では、経済・社会・環境の 3 領域が統合的、持続的に発展することを目指すために、これらの領域を包括的に扱うことが求められている。フェアトレードは疎外された生産者・労働者に対して正当な報酬を支払うことや、持続的に生産が可能となるように環境面にも配慮していること、フェアトレードプレミアム⁸の支払いによる社会発展の後押しなど、経済・社会・環境のそれぞれの側面を包括する仕組みである。この点から、経済・社会・環境それぞれの面からアプローチできるフェアトレードは ESD を実施する際の教材として有用であると考えられる。

また、ESD の目標である価値観と行動の変容においてもフェアトレードを教材とすることは有用である。以

前筆者は小学校 6 年生にカカオ豆の生産において児童労働の実態があることや、その問題の一端が自分たち消費者の低価格重視の価値観にあることを示す授業を行なった。その際、生産者が正当な報酬を受け取れるシステムとしてフェアトレードの紹介を行なったが、授業後の児童の振り返りには、身近なチョコレートの背景に児童労働という問題が存在していたことの驚きとともに、貧しく劣悪な環境に置かれている生産者が救われるならフェアトレード商品を買いたい、今は無理でも自分で収入を得るようになったら買いたいという感想が寄せられた。フェアトレード商品は一般的に売られている商品よりも当然のことだが高額になるケースが多い。この授業ではフェアトレードはあくまで紹介程度に留め、詳細を児童が知るには至らなかったが、その価格の背景にあるものを理解し、自らの購買活動が途上国にどのような影響を与えるかについて考える機会を設けることで、これまでの低価格を重視する価値観や、それに基づく行動に変容をもたらすことができたのである。

こうしたことから、ESD を実践する際にフェアトレードを教材として用いることは、経済・社会・環境の 3 領域からアプローチすることが可能で、自らの価値観や行動の変容につながることから有用であると考えられる。

2. 小学校社会科を視点として

Ⅱ章で述べたが、学習指導要領の改訂にあたり、社会科・地理歴史科・公民科は改善の基本方針として、社会との関わりを意識した課題追究や課題解決の活動を充実すること、持続可能な社会づくりの観点から、地球規模の諸課題の解決に必要な資質・能力を育むことが求められた。小学校社会科においても世界の国々との関わりに関心を高めるように教育内容を見直すことあり、教科目標には『社会的な見方・考え方』を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会を主体的に生きる平和で民主的な国家および社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎」を育成することが示された。

フェアトレードは確かに貿易の一つの仕組みであるため、子どもにとっては一見遠い存在のものに感じられる。しかし、フェアトレードで取り扱う商品は、子どもにも馴染み深いチョコレートの原料であるカカオやコットン製品、小学校でも目にするサッカーボールなど身近なものであるため、具体的な商品を通して外国、特に途上国と自分の生活とを結び付けて考えることができるだろう。フェアトレードを教材として提示することで、身近なものから途上国の生産者・労働者が置かれている貧困や児童労働、環境問題など現代社会の諸課題を見つめることになり、そうした課題解決に向けて自分に求められることは何であるのかを考える契機になると筆者は考える。前述した授業実践において、児童から寄せられた感想に、収入を得るようになったらフェアトレード商品を購入したいというものがあった。確かに金銭的な問題があるため、途上国の現状を知ったからといってフェアトレード商品を実際に買うことは児童にとって現実的ではないだろう。しかし、現代社会が抱える諸問題を知った上で、これからの自分に求められることは何かを考えることが、公民としての資質・能力の基礎を育成するための、「社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする力」や「世界の国々の人々とともに生きていくことの大切さについての自覚を養う」ことにつながると考えられる。フェアトレードを教材として社会科で ESD を実践することは、社会科で育成すべき公民としての資質・能力を育成する上でも有用であると考えられる。

3. 新学習指導要領における「主体的・対話的で深い学び」を視点として

児童にとって身近な品物がフェアトレードでは取引されており、フェアトレードを教材とすることで途上国の生産者・労働者が抱える問題を自分と結び付けて考えることができると筆者は考える。学習指導の具体的な場面として社会科を例に挙げると、外国とのつながりは、食料品が輸入されていることや、文化的つながりがあること、日本も国際連合の一員として貧困や紛争などの解決に尽力していることなどを通して児童は学ぶ。しかし、これでは貿易によって外国と自分の生活が関係していることを結びつけることはできても、途上国の生産者が置かれている状況を認識するには至らないし、紛争は民族間や宗教上の理由があるため、児童にとって身近な事象とは言い難い。外国と貿易関係があることや、紛争などの諸問題があるという事実を認識するに留まり、自分との関係性に基づいて問題を見出したり、解決策を検討したりすることが難しいだろう。しかし、フェアトレードを教材とすることで、児童にとって身近な商品を通して途上国の生産者が置かれている問題を認識することができ、どのように解決を図れば良いのか主体的に模索することができると考える。解決策を考える際、児童同士の

対話の中で、フェアトレード商品を買うことの是非について意見を交わすことや、フェアトレード以外の解決方法がないか模索する事で、新たな知識を得ることにもつながる。授業実践の振り返り（感想）の中で、前述したようにフェアトレード商品の購入に対して肯定的な意見があったが、逆に自分は買うつもりはないという否定的な意見があったことも事実である。また、自分たちが支払う代金（価格）は変えずに、小売店とメーカー、生産者が平等に収益を分ければ良いという意見もあり、そうした意見を交流することで、自分にはなかった考えに触れることができ、問題解決を図るための方策を協働的に考え、これからの自分のライフスタイルをどのようにしていくべきかを思案することが可能になる。つまり「主体的・対話的で深い学び」を実践することにつながるものだと筆者は考える。

このようにフェアトレードを ESD 実践の際の教材として用いることは、自らの生活と結び付けて考えることで、持続可能な社会を作る上での価値観や行動を考える（変容する）契機となり、社会科の教科目標の達成や、新学習指導要領で重視される「主体的・対話的で深い学び」の実現にもつながる。以上のことからフェアトレードは、新学習指導要領における ESD の教材として起用する意義を見出せると考える。

V. 終わりに

本稿において、筆者はこれまでフェアトレードを教材とすることの意義を、小学校社会科を具体的な指導場面に設定して述べてきた。しかし小学校だけでなく、卒業後の中学校社会科においても引き続き教材として取り上げることで一層の有用性と意義を見出せると考える。小学校社会科における社会的事象の見方・考え方は、「位置や空間的な広がり、時期や時間の経過、事象や人々の相互関係などに着目して（視点）、社会的事象を捉え、比較・分類したり総合したり、地域の人々や国民の生活と関連付けたりすること（方法）」⁹⁾とされ、これらは中学校社会科の各分野の学習に発展していく（図4）。このため、小学校においてフェアトレードを扱う際は、フェアトレードという一つの貿易システムとして、また途上国生産者と自分の関わりを映すものとして広く捉え、これを中学校では地理的、歴史的、公民的な視点から学ぶことで、系統的に学びを深めることができるだろう。こうした系統性を重視するためにも、今後は小学校においてフェアトレードを教材とするとき、どの程度の知識を児童に提示するのか、また、社会科の単元構成においてどのように組み込むことが望ましいのかを検討していく必要がある。まだまだ学校現場において認知の低い ESD を推進するため、また有用な教材となり得るフェアトレードをいかに教材として生かしていくのかを今後考えていきたい。

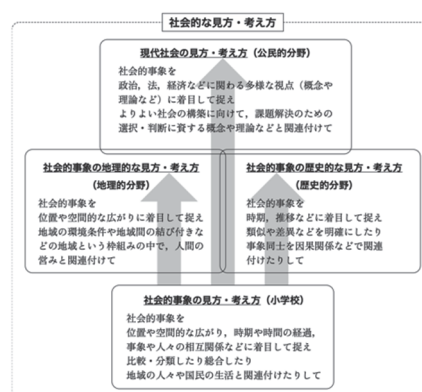


図4 社会的な見方・考え方の系統性

文部科学省（2018）『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説社会編』日本文教出版 p.19

引用・註

- 1 中央教育審議会（2016）「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」
- 2 「関心・意欲・態度」，「知識・理解」，「思考・判断・表現」，「技能」の4観点
- 3 佐藤寛編（2011）「フェアトレードを学ぶ人のために」世界思想社 p.29
- 4 FINE=FLO(Fairtrade Labelling Organizations International), IFAT(International Federation for Alternative Trade), NEWS!(Network of European World Shops), EFTA(European Fair Trade Association)であり，現在は FTAO に変わったが，ここでは詳細名の記載は省略する。
- 5 世界銀行は2015年10月に国際貧困ラインを1日1.90ドルと定めたが，これより以前は1.25ドルに設定されていたため，ここでは取材が行われた2010年に合わせて1.25ドルに設定する。

- 6 取材当時の 2010 年 7 月の平均為替レート 87.71 円を基準に小数点以下切捨てで算出した金額
- 7 日能研 (2017) 「SDGs (国連 世界の未来を変えるための 17 の目標) 2030 年までのゴール」みくに出版 p.1
- 8 商品代金とは別に支払われ、組合や地域の経済的・社会的・環境的開発のために使われる資金のこと。学校整備やインフラ整備、農業機械の購入費など様々なことに使われる。
- 9 文部科学省 (2018) 『小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 社会編』日本文教出版 p.18

参考文献

- ・一般社団法人わかちあいプロジェクト「カカオ農家の現状」
https://www.wakachiai.com/fairtrade_news/20190201/ (2020/09/25 閲覧)
- ・新教育評価研究会編 (2017) 『新学習指導要領における資質・能力と思考力・判断力・表現力』文溪堂
- ・中央教育審議会 (2016) 「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について (答申)」
- ・長坂寿久 (2018) 『フェアトレードビジネスモデルの新たな展開 SDGs 時代に向けて』明石書店
- ・日能研 (2017) 『SDGs (国連 世界の未来を変えるための 17 の目標) 2030 年までのゴール』みくに出版
- ・文部科学省 (2018) 『小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 社会編』日本文教出版

本稿作成にあたっては、全体の執筆を石野が担当し、執筆にあたっての指導・助言・監修を石川が担当した。